

市民自らの政策を持つとう会

第 24 回 個人演説会記録

日 時 2015 年 6 月 13 日(土) 13:30-17:00
場 所 岩国市福祉会館
参加者 11 名

自由民主党の「日本国憲法改正草案」を どう考えるか 自由討論

河井 お手元にあるのが、自民党が公開した、現行憲法と自民党改正憲法草案の対照表である。これがあれば、あえて演説するまでもないから、両者を突き合わせて考えていくのがいいんじゃないかということで、私が進行係を務めさせて頂く。

この資料は、自民党が公開した対照表のうち、特に見落してはいけない条文を抜き出して、対照した資料である。「改正草案」の全条文をやる時間はないから、一番重要な条文を抜き出して、対照表として示した。大事なものが漏れていれば、次回以降に追加討論すればいいと思う。自民党草案の全体について、根底的にはどういう考えに基づいているかを論議すべきだという意見もある。

南部 東京の紀伊国屋書店でこれを買ってきた。

『憲法の創造力』木村草太著 東京 NHK 出版新書 2013.4 第 1 刷

表紙の帯にいいことを書いている。「よい憲法をつくるということ。それは、新憲法を制定することでも、憲法を改正することでもない。憲法の原理を理解した上で、そこから創造力を駆使してより良き国家・社会のルールを創造することである」。要するに憲法をただ読むのではなく、その憲法の意味するところが何なのかを、自分の立場にたって考えなさい。憲法は単に条文だけのディスカッションじゃなくて、奥にあるものをディスカッションしなさい、と言っている。今逐条的にやると河井さんが言ったことに対するアンチテーゼ的な言い方になるが、文章がいいからそれを採るというのじゃなくて、憲法が我々に何をもたらすのかということ、創造力を発揮して考えるところに、憲法に対する最大の理由があるのではないか。

井原 著者はまだ 30 代じゃないかと思うが、最近テレビなんかによく出てくる。明快な事を言っている。

南部 その年の 8 月に第 6 刷になっている。なかなか面白い。

河井 これは先に紹介された 4 タイトルのなかの 1 冊。

『憲法は誰のもの 自民党改憲案の検証』伊藤真著 (岩波ブックレット ; No.878)



2013.7

竹下 この本は東大の生協で、今一番よく売れている本。法学部の連中もかなり読んでいる。著者は気鋭の憲法学者と言われ、明快な論旨と解りやすい比喻を交えた憲法解説が一番優れていると私は考える。

井原 この間の憲法審査会で、自民党が推薦した長谷部という学者がいた。その弟子みたいだ。

AI これは、伊藤真。

『改憲問題 Q&A』自由人権協会編（岩波ブックレット；891）2014

これもすごく参考になった。この人が最初に、自民党改正案の意図、特徴を述べている。これは重要なことだと思う。そここのところまず見て比較していかないと本質がわからないんじゃないかと思う。

井原 本質、どういう国を作ろうとしてるのか、どういう結果になるのかということをよく見分けていかないと。

立憲主義とは何か

竹下 自民党の憲法改正草案には「立憲主義」という考え方が一番抜けてると思うが、木村さんの著書が立憲主義をどのように考えているのか教えていただけるといい。やっぱり一番根本的なものをおさえて、逐条的に見ていかないと。

河井 私は、根本的なところは皆さんも十分理解しているだろうから、その根本的なものが逐条的にどの条項にどのように表れているかを調べていくといいのではないかと考えた。議論が抽象的になると、誰もが言っていることを繰り返すことになってしまう。今日私は第1条の「象徴」という概念と「元首」という概念の違いを『世界大百科』（平凡社）でメモしてきた。「元首」という概念を今どうして使わなければいけないのか。それも根本に繋がってる。各条文に書かれていることが、背後の根本にどう繋がっているのか、それを見て行こうというのを「逐条的」と言った。

南部 言葉だけの問題ではなく、もっと深く考えていくことが必要ではないか、ということだ。今「立憲主義」の話が出たけれど、それに基づいたものでなけりゃだめということは、自明のことだろう。

河井 おっしゃるとおりだ。この二つの「憲法」の条文には「立憲主義」という概念は出てこないから、あまり条文にこだわると「立憲主義」についての議論はできない。

井原 だから大前提の議論は、要るのはいる。本来いいものができていても、憲法が大切にされる皆さんの意識がなければ何の意味もないことである。

南部 全体を通読して感じたことだけれど、自民党の改定案というのは次元が低い。

河井 どこが低いか。全部が低いと言ってもよくわからない。

南部 私のイメージしている憲法は、もっと高次の概念であるが、自民党案は、こうしたいと思うことを詰め込もうとしている。基本的に非常に低次元だと思った。

津田 前文でそれを感じた。自民党の前文は読みやすい言葉になおしているけれど、気持が入ってない。言葉を並べただけ。一番肝心かなめのものを削除している。そういうところから、心が入っていないと感じた。基本的人権や財産権などに単語を削除したり、挿入

したりしている。そこに意図があると疑いをもつ。

AI 自主憲法を制定するという意図のなかに、立憲主義を放棄しようとする意図がある。それを重視したい。立憲主義にもとづく憲法とは何かを追究しなければならない。逐条で検討することも必要だが、彼らの提案している憲法の特徴を洗ってみる必要がある。

河井 それは本来演説でやるべきことだ。今回演説はやらない。

南部 それは河井さんがやることではないか。

河井 私にはできない。ではまず「立憲主義」とは何か、から議論していこう。

井原 大前提になることで、竹下さんの提言もあったから、前提として議論していくというと思う。

竹下 立憲主義について議論する旨ご発言があったが、近代立憲主義の定義は「国民の自由と基本的人権を守るために憲法を制定して権力の分立を定め、統治権力を縛り、その乱用を防止する。この精神のもとに作られた憲法によって国家を運営する」という思想であると考えている。しかし広義の意味の立憲主義は、歴史、思想、哲学からの考えが含まれており、一元的に理解することは大変難しいと感じる。特に我々の学生時代には、立憲主義が憲法学を学ぶ上で中心になったり、特別集中して講義を受けた記憶はない。自民党内閣補佐官で自民党憲法改正案に参画した磯崎陽輔氏は立憲主義を知らないと言っている。



井原 私も、立憲主義ということを経験したことはあまりないと思う。憲法の歴史を勉強するとか、民主主義とか歴史を勉強する。歴史を勉強する中で、どういう経緯で憲法ができていたのかということは勉強していく。議会が国王の権限を制限するための憲章を作ったことから始まっていく。一番大きな権限・問題になったのが、課税だったようだが、国王が勝手に徴税するということがけしからんということで、議会がそれを制限するために憲章のようなものを作っていった。そういう歴史からずっと始まっているということを勉強するので、立憲主義というのが漠然とわかっていても、自分としてどのように表現したらいいのかということを書いたものがあるのかな。自分としてどうやって説明したらいいのかなと思いつつ考えていた。憲法とか歴史を勉強する中で、当然の前提として権力者の権限を制限するために憲法のようなものができていっている。国民を縛るというより、権力者を縛るというものである。憲法に従って政治が行われていかなきゃいけない大前提になるもんだということしか言えない。それは当然のことのように理解しながら今日まで来てる。その中で自民党の一部の政治家かもしれないけれど、そういうことが全然念頭にない人たちがいるということを感じるようになって、改めて立憲主義ということが大事だということを感じていくようになった。それほど日本の政治は遅れているということを感じている。憲法審査会で、高村さんがある意見に対する議論の時、正確には覚えてないけれど、「自衛の権利までは憲法が否定するものではない」ということ、「どういう自衛の措置をとるかは情勢の変化に応じて我々が考えていくのだ。憲法学者の責任ではない、政治家が我々の責任で考えるんだ」と言っていた。いろんな自

民党政治家が言うのは「国民の安全を守るのは自分たち政治家の責任だから、いまの国際情勢の変化に合わせて（あまり変化してると私は思わないんだが）国を守る。国民を守るためには、憲法ほっといても我々が責任をもって憲法解釈を変更してでも変更してでもやる責任と義務があるのだ」というようなことを公言している。だから立憲主義とか憲法とかいうものの、大切さというものが全然わかってないということ、最近では痛感させられている。集団的自衛権の閣議決定はその典型だ。立憲主義というのが最近よく言われるようになってきているから、そこはきちんと押さえておく必要がある。

南部 木村草太さんが「この構想が立憲主義である」と定義している。そして立憲主義の構想を前提に作られた憲法のことを立憲的意味の憲法と言っている。今の日本国憲法は正しくそれだ。要するに、主権の乱用を防止するルールがなければいけないということだ。

井原 よく言われる、政府の権限を制御コントロールしなければいけないということだ。

河井 非常に幼稚な考えだが、立憲君主制というのがあり、日本はその例になるのかもしれないが、国王がいても憲法はある。それも憲法だ。憲法に従ってやっていくという事が基本であって、その内容がどこまで民主的であるかということは問わないのか。

竹下 大日本帝国憲法だって憲法だったが、近代的な立憲主義という我々考えるものとは、かなり違うんじゃないかと思ってる。

河井 大日本帝国憲法は「憲法」とはいえないということか。

竹下 伊藤真さんが書いてあるのは、憲法の目的は国民の権利を確保するため、時の政府、実際権利を持った者が、これはやってもいいということを決めて、その範囲内で三権分立のもとにやっていくという政治の手法、そういう憲法に基づいて政治をやっていくという考えを述べている。憲法には、変えられる内容のものと変えられない内容のものがあるという。明治憲法を変えて今の日本国憲法を作ったのは根本的におかしいという学者もいる。

河井 「日本国憲法」によって政治を行うというのが立憲主義か。

竹下 たとえ民主主義の多数決で決めたといっても、過ちを犯さないことはない。そういうことがないように、憲法の中にこれはやってもいいということだけを書き込んで、その範囲内で政治をやるべきだ。国民が政府、行政に対して命じたことだけをやる。国民は全然憲法を守る義務はない。そういう意味だと思う。だから憲法 99 条の中に憲法を遵守する義務のあるものは国民ではない。そういう意味で顕著に表れているのが 99 条の立憲主義の真髄だ。

井原 その 99 条に国民を加えようとしてるのが自民党の案だ。

「改正草案」第百二条（憲法尊重擁護義務）：「全て国民はこの憲法を尊重しなければならない」

というのが自民党の改正案だ。

南部 立憲主義の主張は前文にきちんと記載されてる。「そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基づくものである」。ここにきちんと立憲主義を謳っている。それが改定草案では抜けている。自民党の意図がはっきり出ている。

竹下 文面の奥にある彼らの意図を探らなければいけない。

井原 今の立憲主義の考え方を少し変えようとしている意図が、この前文の改正案にもあるし、さっき言った 99 条にもある。そういう視点を持って全体を見る必要がある。国民の義務というのがいっぱいある。ああいうのも立憲主義という憲法の形からすればちょっと違うのかもしれない。

竹下 自民党系の桜井何某とかいう人も、同じような考え方である。立憲主義などは書いてないような意見だ。だから憲法の中に、美しい山があって、鳥がいて、そういう国を保持しましょうという情緒的なものでごまかしてといるというのが、自民党の憲法改正草案である。

河井 南部さんが言った「そもそも国政は国民の厳粛な…」この立憲主義の核心を削除したところに自民党案の致命的な点があるということか。極端に言えば、仮に自民党案が通ったとすると、この部分が消えた憲法になる。そういう新しい憲法の下でやって行こうというのは、立憲主義ではないということか。今は自民党は「日本国憲法」の枠の中で自衛隊の問題など何とかやろうとしているが、憲法を変えたら議論しなくて済むようになる。だから変えようとしてる。

竹下 伊藤真さんが言っているのは、憲法は国の権力者を制御するものだ。けど他の法律は、国民の行動を制限する。原理が逆だということで説明されている。憲法は最高の法規であって、我々は憲法を守らなくちゃいけないというのが大事だが、もっと違う言い方だと、国民は憲法を守らなくてもいい。行政や権力者が守らないのが困る、というのを聞いた事がある。もっと現実的な憲法と一般の法律との違いというのもそういうところにある。憲法というのは権力者を制限するのであって、それに従って政治なり行政をやらせる。それでいいんじゃないかという気がする。

河井 井原さんのいう、国王を縛るために憲法が作られたという歴史がそうなのだろう。

竹下 安倍さんは国王の権力を縛るためにあると言われたことがあるが、あれは時代錯誤だ。

AI 憲法というのは、国民が守るべきなのか、国が守るべきなのかという場合、憲法は国民自身が自分を縛るのではなくて、国や権力者を縛るものだ、という表現をしている。立憲主義というのは国民のためにある、ということで見えていかないとおかしいことになる。

津田 河井さんが「自民党の憲法改正草案が成立したとき、それにしたがって政治を行うのも立憲主義か」と質問していたが、立憲主義とは先程から言われていることが憲主義の定義だろう。そういうもので出来上がった憲法で政治が運用されているのが立憲主義で、定義に外れた自民党案が成立したとしたら、それは立憲主義の定義に反する憲法であると言えるのであろう。

南部 前文でみると、今の憲法は主権在民で、行政を委託するにあたって我々国民が享受する。改正草案の条文には「国」しかない。改定草案には「国民」がどうだという表現はない。この憲法は私に言わせると全くナンセンス。確かに現行法の条文にも改めたほうが良いというものもあるだろうが、謳っている内容は非常にきちんとしている。その違いをものすごく感じる。改正草案には「主権在民」という概念が全くない。

竹下 近代憲法という考え方から言えば、極端な憲法が国会を通るとは思えない。例えば天皇主権の憲法というのは、今の憲法においては論議に値しないものである。憲法 13 条の

国民が持つ基本的な人権というものはもう普遍的でどこの国でも尊重されるものだと思う。

河井 立憲主義で不可欠の条件は何と何と何であるか。

井原 ちょっと議論が少しずれてると私は思う。いま言ってることは憲法の中身のことだ。立憲主義というのはさっきから何度も言ってるように、憲法の中身ではなくて、いくら良い憲法を作っても、権力を握ってる人たち、権力も間違ふことがあるという前提のもとに、憲法を無視されてしまうことになりかねない。そうじゃない憲法を国民が作って、憲法がすべての権限を、行政だけじゃない、司法も国会も立法も含めて、すべて権限を制限して、憲法を最高法規とし、権力者はすべてそれに従って行政、司法、立法をしなければいけない、そういう考え方を立憲主義という。中身をどう作るか、それは我々の作り方の問題だ。極端に言えば立憲君主制でも、世界の発展度合いが違う君主制の国もあるわけで、憲法に基づいて国王が政治をする。それも立憲主義だと私は思う。でも先進国では中身もさっきからおしゃってるように、民主主義とか自由とか基本的人権というものは、この前文に書いてあるように、人類普遍の原理という言葉が使われている。だから憲法がこれを定めるけれども、国民主権とか基本的人権とかいうのは憲法で定めるけれども、これはただ我々が憲法で定めるだけじゃなくて、長い歴史をかけて勝ち取ってきた普遍の原理である。だから先進国が望ましい憲法として制定するとすれば、こういうものは絶対なくてはならない。普遍的な、変えられない中身である、という思想がここにでてる。それは中身の問題である。立憲主義というのは政治権力が憲法に従わなきゃいけないという、そういう考え方だと思う。中身については、憲法改正すれば何でも変えられるという議論と、普遍的なものがあるんじゃないかという議論と、両方があると思う。

AI この本は「立憲主義というのは、憲法はそれを守るべき価値を定めて国家権力に守らせ、それにより個人の尊重という憲法の究極の価値を実現するための装置である」というふうに定義している。立憲主義というのは個人を中心に考えているということである。

井原 基本的人権というのを定めても、それが権力によって侵害されないような仕組みを作るのが立憲主義だ。いくら立派な憲法を定めても、今の政府みたいに、立派な9条作っても、憲法変えないで勝手に変更してしまうということになったら、憲法には何の意味もないことになる。権力を規制できないわけで、そういうことは常識として、総理大臣といえどもやっちゃいけないことなんだという考え方が立憲主義である。だから安倍さんが憲法を無視してやろうと、法律で規制できるもんじゃない。法律で規制できるもんじゃない。それこそ国民全体が、そんな立憲主義に反する政治をする人は降りてくださいと言って降ろさなければいけない。大問題であるということ、立憲主義という考え方のもとに我々が共通認識を持って行くということ。その考え方を立憲主義という。

メモ 討論を整理すると、「立憲主義」の定義は次のようにまとめられるであろう。

国民が最高法規である憲法を作って、その憲法が行政、司法、立法（国会）を含めて、すべての権力を制限しなければいけない、そういう考え方を立憲主義という。国民は、憲法のもとに制定される個別の法規によって、義務づけられ、制限をうける。

憲法の中身には、思想及び良心の自由、表現の自由、財産権、結社の権利などの基本的人権、要するに人類が長い歴史をかけて勝ち取ってきた普遍の原理を侵してはならないことが、含まれなければならない。（河井）

関連文献

立憲主義について：成立過程と現代 佐藤幸治著 左右社 2015.4 (放送大学叢書；028)

立憲主義と日本国憲法 = Constitutionalism and the constitution of Japan 高橋和之著 第3版 有斐閣 2013.9

市民社会と立憲主義 中野勝郎編著 法政大学現代法研究所，法政大学出版社（発売） 2012.3 （法政大学現代法研究所叢書；34）

「日本国憲法」制定の意義と前文

藤村 憲法ができた時のことはもう多くの人知らなくなってると思う。あの憲法ができた時に私は思ったんだけど。ちょうど私が教職に就いた時だった。本当にうれしかった。それまで主権も人権も何もなかった。これからは人権が尊重され、未来永劫戦争しないという。そして主権が国民になったということは、私たち国民にとってどんなにいいことかということ。あの憲法ができた時に、これこそ世界に誇る憲法、世界の宝だと言って、文部省みずからがみんなに知らしめた。今憲法を変えたい人は、あれはGHQが作ったんだと言っているけれど、草案は公表され、議会でも審議をつくした上で満場一致で可決されたもの。大切な法律をろくに審議もしないで、閣議決定する今のやり方とは、はるか民主的につくられたのです。当時の国民も喜んで、国民が選んだ道だったと私は思う。この憲法というのは、内容を見ても私たち国民にとって本当に良い憲法だから、これを守らなければいけないということで、99条に「権力者はまもらなきゃいけない」という条項まで入れている。未来永劫戦争しないと誓ったような憲法だから、今安倍さんが軽々しく解釈を変えたりするのは、これは違反だと私は思う。守らなきゃいけない義務が課せられているのに、それを軽々しく変えようとしてることに対して。だから憲法ができた時の国民の喜びというのは今の人たちは知らないと思うんですね。それまで否定されていた国民主権、人権、平和主義が全部憲法にもりこまれたのですから、どんなに嬉しかったことか。平和主義についても、懐に短刀をしのばせて対するのと、素手で対するのと、どちらが平和的であるか考えてみるまでもないだろうと、文部省みずからがみんなに教えた。本当に私はそうだと思った。いい憲法だと思った。だからそれを変えようなんて思いもしなかった。それこそ簡単に決めたことじゃない。GHQから簡単にもらったようなことと言って、変えようとしてる「自主憲法」なんて、また国民に取って悪いようにしようとしている。政治家にとって都合がいいかもしれないけれど、私は本当に憲法を変えてはいけない、平和主義を貫いていかなければならないと思っているから、安倍さんなんか犯罪者だと思っている。

竹下 安倍さんがよく「押しつけられた憲法」だという。それは違うと思う。誰が押しつけられたかが問題の本質だと思う。当時の幣原喜重郎内閣の松本丞次憲法担当大臣は、国体の護持、天皇の戦争責任の回避を第一の目的にし、大日本憲法の少しの手直し程度ですませるとかよく考えたと思われる。しかし昭和20年11月には、在野の学者、評論家、ジャーナリスト7名（鈴木安蔵、森戸辰男、岩淵辰男等）は憲法調査会を立ち上げ、12月末には憲法草案を作り発表している。其の草案は主権在民、人権規定、天皇の権能の制限（儀礼のみの限定）、平和主義にも及び、戦後日本の進むべき方向を定める基本法としては、後者がよっぽど優れていると思う。当時のアメリカも今より格段の度量、見識があったと思

う。

藤村 はじめに GHQ が日本に作らせたとき、できたのは主権がなかった君主主義の軍国主義のそれを一步も出ることがない草案だった。GHQ が、この憲法に戦争の反省がないことにびっくりして、GHQ 自身の草案を作った。それをまた喧々囂々半年かけて議論して、私たちによって選出された議員によって満場一致で可決されたものである。

河合 連合軍が集まって会議を開いて、日本の戦後をどうするかと議論して、戦争勢力を取り除こうとしたのが国際的な取り決めだった。そういうアメリカの憲法学者などが、戦争勢力を取り除く意味での憲法を作った。アメリカに押しつけられたなどと言うけれど。

河井 その通りだと思う。

河合 とにかく日本の戦争勢力を取り除こうということを、ポツダムだったか、ヤルタ会談だったか、あそこで取り決めた。

河井 だからこそ第 2 章第 9 条で、日本は永久に戦争を放棄する、と決めさせたといってもいい。その意味では、アメリカは日本に二度と戦争をやらせないようにしなければいけないと考えた。日本にも同じことを考えた人たちがあった。

藤村 あの時、日本が未来永劫戦争することはないことをきめたことがうれしかった。

竹下 その時の人でなきゃわからないことだ。我々は子供の時でそんな気持ちはなかったけれど、実際にある程度不自由な生活、虐げられた中で生活した人は、そういう開放感を味わったと思う。ヤッタという、そういう気持は、今の人や私にはわからんけれど。

河井 全国民が大混乱した時代だったから。その当時多数決でやったら、戦争は二度とやらないという人が半数いたかどうか。だんだんその比率が高くなってきたが。

藤村 この憲法が可決されたときは、賛成が 424 人に対して反対が 5 人だった。

河井 世論調査をしたらどうなっただろうか

藤村 世論調査も『毎日新聞』がやった。ほとんど憲法賛成だった。さんざんに戦争に苦しめられた後のことだから。

井原 今でも世論調査をしたら過半数が賛成だ。憲法 9 条をなくするという議案を出したら、国民投票やれば多分否決される。

河井 憲法制定の当時に誰かが押しつけた憲法であるということを、どう考えるべきか。

南部 私はこう思う。たしかに「不戦」の条項なんか、日本に戦争させちゃいけないということが、裏にあったかもしれないけど、逆にそれが我々日本人にとっては、平和主義を維持する根拠になり、70 年間全く戦争をせずに生きてきたわけだ。今、アメリカが何に困ってるかという、そういう不戦の憲法を作ってしまったがために、日本の戦力を使えなくなった。しかし何とかして使いたいから、憲法を変えたいと一所懸命やってるのだろう。我々は、平和主義を維持することで過去 70 年間戦争をせずに 1 人の戦死者も出さない立派な国にしてきた。そのことを日本人として大事に考えなきゃいけない。

河井 何かというと「押しつけられた憲法」ということが出てくる。

南部 押しつけられたという部分は確かにあると思う。だけど、結果的にそれが我々にとって非常に良い憲法になっていたというように私は思う。「日本国憲法」の前文を読むと、確かに稚拙な部分があるけれど、ここにきちんと理想を入れてる。すごいと思う。どこまで GHQ に押しつけられたかしらない。だれが押しつけたかも知らないけれど、この条文

を読めば理念が入っている。国を作る要素がここに織り込まれているというふうに私は思う。だから変えるべきでない。

河合 押しつけられたという言葉がだれが発明したかわからないが 岸信介とか中曽根とか、彼らが「自主憲法制定会議」というのを作った。その流れが、なぜか知らんがずっと政治家の中において、民主党にもあの中での集団がいた。自主憲法制定会議を岸信介らが結成した。あの時の連中がいっぱいいる。

河井 「押しつけられた憲法」という言葉が使いやすいのだろう。それを言うと、それもそうだと思う人がある。

河合 押しつけられたという言葉が確かにあろう。あの A 級戦犯が使い出した言葉だ。

河井 殺された人たちか。

河合 いや、アメリカに助けられた人たちだ。巣鴨プリズンからアメリカに解放されたあの A 級戦犯がこの言葉を作り出した。

第1章 天皇は「象徴」か「元首」か

河井 憲法前文は、以上で一応尽くされたとする。次に「第1章天皇」。「日本国憲法」の「象徴」というのが、自民党改正草案では「元首」になっている。これはそんなにカッコすることでもないのか、それとも非常に重要な事なのか。

中尾 「日本国及び日本国民統合の象徴である」とあるが、これは改正草案でも生きているのか。

南部 生きている。「元首」であり、なおかつ「象徴」であるということだ。なんで元首といわなければいけないのか、私にはよくわからない。元首とは一体なにか。

メモ 元首：「対外的に国家を代表する地位にある国家機関をいい、条約の締結、外交使節の任免、全権委任状・信任状の発受などの外交権能を伴う。元首を、君主のように世襲によるものとするかどうか、合議機関とするかどうか、また実質上行政の首長として国政を統括するものとするかどうかは、それぞれの国の憲法の定めるところによる。明治憲法では天皇は<国ノ元首>（4条）として統治権を総攬したが、日本国憲法では天皇は主権者・統治権者としての地位から象徴の地位に変わり、対外面でも全権委任状・信任状、批准書その他の外交文書の認証、外国の大公使の接受など、限られた国事行為を行うにとどまる。・・・国民主権の憲法の下であえて元首を求める意義自体が問われよう」（「世界大百科事典」改訂版 平凡社 2006）

津田 その通りだと思う。主権が国民にあるわけだから、その上に「元首」を置くということは難しいだろう。

南部 「象徴」という言葉はうまく作ったなと私は思う。今の天皇制との間にきちんと整合している。だから、それを「元首」に変えるというのは全くナンセンスだ。

竹下 “Head of State” いわゆる「元首」であるが、現行憲法には明確な規定はない。外国元首や外交官の接受等の、外国にたいする代表性と、国事行為の実行の規定がある。「国の top のニュアンスが感じられる言葉で、国民主権の現憲法では問題を残す」との意見もある。あらゆる機会に「憲法を守り」と発言される天皇も、決して象徴天皇を飛び越えて元首の地位をお望みとは思われない。その意味においても改正の必要はないと思う。

河井 日本国憲法第1条は「天皇の地位は主権者たる国民の総意に基づいて」とあるので、

『世界大百科事典』は「従って国民の総意によって天皇制度を改廃することが可能である」という。天皇を変えたり廃止したりすることもできるのがこの憲法の特徴、というのだ。

竹下 「象徴」をわざわざ「元首」と書き換えた真意は私にはわからない。単に言葉の言い換えではないと思う。自民党の中に流れているのは天皇に対するこだわりとかで、あわよくば天皇の主権を取り戻したいと言う人はいないかもしれないけれど、そういう意図をもつ人はあると思う。天皇中心にした日本の政治をやろうと。これは考え方としてはある。

津田 整然と理解してるわけじゃないけれど、自民党改正草案では天皇の権利をちょっと上げて、国民の権利を引き下げ、内閣の力が上がるような、そういうことが考えられている。天皇の権利をちょっと上げておいて、「国民の権利」を制限し、「国民に義務」として沢山約束させている。内閣行政府の力が大幅に上がったと言える。

藤村 昔は上官の命令は天皇の命令であると言われて、上には絶対服従が強いられた。だから天皇というのは為政者や権力者にとってはすごく都合がいい。

河井 権力者に便利だった時代を知ってる人は、そこへ戻したがる。

井原 日本国憲法第2条に天皇の国事行為というのがあり、第3条に内閣の助言と承認と書いてある。それはそのままなのか。自民党の憲法草案では第2条は皇位継承、第3条は国旗と国歌。

河井 7条が天皇の国事行為を詳細に規定している。その中身はあまり変わってない。

井原 「内閣の助言と承認」がなくなっている。重要なところだ。

河井 「天皇は国民のために、次に掲げる国事に関する行為を行う」とだけあって、「内閣」は全くでてこない。だから「天皇は内閣の拘束を受けない」ということのように。国民主権ということと天皇制ということが重なり合ってきている。

南部 結局、裏に昔の体制に戻すという意図があるのだろう。今の「象徴としての天皇」制は非常にうまくいっている私は思うので、変えることは何もないんじゃないか。

中尾 結局、戦争する国にするために天皇の地位を上げていくんじゃないか。天皇、右翼、財界、これに自民。アメリカがどうしてもこの夏までに返事をしろと言う。そうすると国会だ。でも憲法なんかを議論すると時間がかかるから、「憲法解釈」に手を変えてきたのだ。こういうふうに解釈したらいいんだという考えだろうと私は思う。そして天皇の地位を上げておけば、結局戦前と同じで、仮に徴兵制になっても同じように赤紙で。そういう思惑があるんじゃないか。私は1947年生まれだけれど、終戦の時点で、本当に戦争しちゃいけんと心から思って、新しい憲法を作ったと思う。それから70年の歳月の中で、まず第一に起こったのが朝鮮動乱。この時にアメリカは日本を守るための余力がなくなったから、警察庁、警察予備隊にして、それから今度は保安隊、その後は自衛隊と変えていったわけだ。最近の『朝日新聞』なんか読んでたら、ヨーロッパのNATOなんか、イギリスでもフランスでもイタリアでも、戦死者が一番多いのはイギリス。アフガニスタンとかイランとかイラクとかイタリアが30何名ぐらい戦死してる。戦死した家族の話が『朝日新聞』に出てたけれど、基地の中で死んでも、戦闘でなければ戦死扱いにならないという。国の補償も少ない。NATOとかアメリカについていく戦闘行為が嫌なんだ。負担にもなり、国民が嫌がる。そうすると最終的には、日本の自衛隊を使って、アメリカと行動をともにさせようということになるらしい。自衛隊そのものは、数年前からカリフォルニア州あたりで共同訓

練をやっている。憲法を変えることを急ぐのはアメリカが要求しているためだと思う。尖閣諸島を守ってもらいたいと言って戦闘行為をする。そういう要望を出しているんじゃないか。それでこういう問題を出してきてると私は思う。アメリカの言うなりになっているんじゃないか。

河井 憲法を変えようという力がどこから来てるかということは、かなり重大な問題だ。

国旗と国歌

南部 国旗は日章旗とする、国家は君が代とする。まあこれはいいとしても、次の2項で「日本国民は国旗と国歌を尊重しなければいけない」。これは書く必要ない。

河井 これが天皇が「元首」ということと重なってくるだろう。

中尾 昨日の新聞だったか、安倍総理が国立大学に「国歌を歌え」といった。国の税金でまかなっているんだからそのぐらいのことはやれと言っている。しかし大学は自治という権限があるから全部それに従う必要はない。大学の先生の抗議も書いてあった。国歌までも強要するような状態である。

メモ 国立大に国旗・国歌要請 文科相 入学式や卒業式

下村博文文部科学相は16日、全86校の国立大の学長らに対し、入学式や卒業式で国旗掲揚と国歌斉唱を実施するよう、口頭で要請した。(中国新聞 2015.6.17)

河井 この国旗のところは全く新しい条項だ。これまで憲法の中になかった。

津田 これを憲法の中に入れる必要があるのか。

藤村 国威高揚とか世界に冠たる国とかいう、それがしょっちゅう言われてたけれど。安倍さんは昔のように、世界一の神の国だった日本にしたい。国旗は日の丸。神武天皇とお日様が神様になるという感じのもの。八紘一宇と同じだ。君が代もそうだ。君・天皇の代。全世界は天皇がお収めになる思想というか、それが国旗国歌を尊重することに関係あるように思う。安倍さんはとにかく国民の暮らしよりも世界に冠たる国になりたいのだ。

河井 国民の基本を定める憲法の中に、国旗とか国歌とか出す必要はさらさらない。

津田 憲法は簡単に変えるものじゃない。国旗はそう簡単には変わらんかもしれんけれど、「歌は世につれ」変わるかもしれない。

南部 日本人が外国に行くと、日本とどこかの国がスポーツで対戦しているのを観戦しているときに、日の丸を振るだろう。君が代と一緒に歌うだろう。これは自発的にやっていることだ。強制されているわけではない。日本人として日本に生まれたから日本を応援するんだという、そういう概念で日章旗を振り、君が代を歌う。それで十分だ。尊重しなければいけないというようなことは全然ない。そんなことしなくたって、そのようになるというふうに私は思う。そこに強制を入れるほうがおかしい。

津田 昔から旗は戦闘を鼓舞するために使った。そういう意識があるかないかは別にして、国旗や国歌をわざわざ憲法に放り込む必然性があるのか。

河井 国旗、国歌を「第一章 天皇」に入れている。しかし天皇の旗や歌ではない。国歌が天皇の歌であれば、「君が代」の「君」も天皇である。そこからしてすでにおかしい。

井原 最初に議論した立憲主義という観点からすれば、国の権限を制約するとか国民の権利を守るために、権力を制約するために憲法を作るといふのなら、これはいらぬわけ

である。自民党の草案の中では、そういう立憲主義ではなくて、国のすべての基本を定める、国のあり方を定めるとなっている。もちろん国民もそれに従うものだという。そういう思想が出てくる。立憲主義の本来の憲法からすれば、こんなものまで定める必要はない。何もかも全部ここに定められるわけではない。残念ながら今みんな法律がある。国旗国歌法とか元号とか、みんな法律がある。わざわざ憲法で定めるようなことではない。法律の観点から言えば、例えば国旗は日章旗とする等、このまま日章旗とするという概念、或いは君が代とするという概念が、これが憲法の条文になるとは私には思えない。日章旗であるというのは法律的な概念にはならないと思う。君が代というのも法律用語にはならないと思う。書くとすれば「国旗国歌を制定しなければいけない」。法律用語としてもおかしいねられた言葉。ではない書くべきことではない入れるべきことではない。憲法に書くべきことではない。

河井 藤村さんが一番心配してる、「日章旗」と「君が代」が天皇を賛美するものであるという思想が、ここに露骨に現れてきている。

井原 そうだ。国のあり方と、天皇と国家と憲法がみんな天皇に関係するものとして、国の基本だという考え方が出てるのだろう。

河井 外国で日章旗を振ってるのは、アレはアレで気持ちとしてはいいだろうというが、天皇のためにみんなが旗を振ってるわけではない。サッカー選手のために振ってるのだ。

南部 最初に君が代を歌って別におかしいとも思わない。けじめがついていいのじゃないかと私は思う。

第2章 戦争の放棄 「自衛権」と「国防軍」

河井 では第2章。これが一番大きな問題だが、読んでみる。

「第9条 ①日本国民は、正義と秩序を基調とする世界平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇または武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

②前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」。

これが簡潔で明快な現憲法の第9条。

南部 美しい文章だと思う。これを変える必要はさらさらない。個別自衛権は、固有の権利なので持つべきだし、あってしかるべきだと思う。ただ、他国を攻撃するのではなく、攻められた時の自衛権として持つべきだと思う。そのための軍隊が自衛隊だ。これはやっぱり保持すべきじゃないか。私自身は自分の国はやっぱり自分で守ることが基本的にあってしかるべきだと思う。たぶん、他国から攻められたら日本人は、毅然として交戦するだろう。ぜひ買って読もうと思ってる本がある。中国の戦力なんて全くだめで簡単に潰れるという。これは極論だが、自衛隊は、中国と戦って負けるとは思ってない。それだけ自衛隊はしっかりしているんだと私は思う。自分の国を守るだけの戦力は十分ある。中国脅威論は荒唐無稽。日本は自分だけで守れんからどっかと提携しなければという。もっと自主独立の気概をもち、自分の国は自分で守る。攻められたら守る、で日本の国を守っていけばいい。

中尾 自衛隊が日本を守る能力があるんなら、何で安保条約を締結してるのか。

河井 だから集団的自衛権はいけない、ということになるのだろう。

南部 日本がなんで 800 台も戦車を持つのか。それだけの能力はあると私は思う。

中尾 安保条約破棄という事は考えられないか

南部 安保条約破棄ね。本来だったら日米関係はもっと対等でなくちゃいけない。アメリカと喧嘩する気はない。協調すべきことは協調すればいい。

中尾 その安保条約があるから、岩国が好き勝手なことをされている

津田 憲法に限定しよう。日本国憲法の 9 条は自衛権を否定していないと読める。国権の発動たる戦争、力を誇示するための戦争、武力による威嚇または武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久に使わない。こっちから使わないことを宣言して、そのための軍隊を持たないということだろうと私は思う。

南部 スイスは永世中立だ。自分から戦争する国ではないけれど、自国を守るために徴兵制もあり、きちんとした体制を維持している。自分の国を守るためにはどうあるべきかということだ。同じ考え方に立てば日本もそれでいいのじゃないかと思う。

河井 それについて少し意見を交わしてみるか。例えばスイスの自衛権の問題。日本で同じようだったらどう考えるか。

藤村 抑止力とか何とか言うけれど、憲法の原点に帰るのが一番平和的だと思う。コスタリカは貧しい国といっても、拳銃一丁ない国、日本と同じように武器を捨てた国だ。だからその通りに今やってる、コスタリカは。貧しい国だけれど、福祉は充実し、教育費は 50%。国民に不満があまりない。私は憲法の原点に帰るべきだと思う。よその国がああなった、こうなったというけれど、日本だってアメリカと一緒にあって仮想敵国を作って、そういうふうにするからこそ危なくなってくるんで、憲法の原点にあつたら一番平和的だと思う。日本をすごく尊敬していたのは憲法 9 条があるから、絶対戦争しない国だから、ということで、すごく尊敬してたけれど、自衛隊などのためにイメージが崩れてしまった。アメリカのオハイオ大学名誉教授オーバービー博士が日本に来て、日本の 9 条を知ってすごく感激して、これこそ一番の平和の道だというので、帰ってアメリカで 9 条の会を作ったという。だから 9 条を広げることこそ一番の平和への道だと思う。それをないがしろにして、どんどん自衛隊が世界第三の軍事大国になってる。そういうふうになってくるから、一番の原点に帰るべきだと私は思う。時代に合わなくなったというけれど、時代に合わなくしていつてる。

竹下 国連は原則的には戦争は否定している。例外として個別的、集団的自衛権。日本も軍隊を持たないというところからスタートしてる。状況、環境が変わったからといって逐次自衛隊を持てるようにしてきた。立法技術というのは検討されないのか。憲法には、こういう状況があつて、こういう必要があるから、こういう目的のため、憲法改正しなきゃいけないというような。

井原 それは当然です。

竹下 だけど我が国の安全保障環境は変わったからといって、憲法を変える理由にはいけない。

井原 今の安保法制は圧倒的にごまかしで、ありもしないような理由出してるだけだ。集

团的自衛権をやらなければいけないと彼らが思っている大切な事例、憲法改正したいと思ってる事例を隠している。あれに乗っかってちゃだめだ。でも時々詰める人がいて、南シナ海、台湾、朝鮮半島で有事が起こった時に攻撃されたら、日本は参戦するのかどうか。イラクに出かけてゆくのかと言ったら、安倍さんはそんなことは念頭にありませんと言った。彼の念頭にあるかどうかじゃなくて、法律的にそれができるような仕組みになってるかどうかということで、法律的にはどうなんだと詰めると、それは可能性はあるということをはた言っている。だから朝鮮、台湾、南シナ海、イラクでも、3要件に該当すると政府が判断すれば、アメリカが攻撃されれば出かけて行って戦うことができるという今の安保法制だ。安倍さんの念頭にあるかどうかは全然関係ない。法律論で議論してるんだから、法律的にそれが可能であるかどうかということを議論しなきゃいけないんであって、そこまでなかなか突っ込んでない。そのことをきちんと考えられた上で憲法も考えなければいけない。よく言われている「いろんな情勢変化があるんだから、基本的なことは言えません」、それじゃ議論にならない。

竹下 国民の感情に訴えて、わかりやすい中国の脅威とか尖閣半島なんか持ち出す。こんな馬鹿なことをよく言えるものだ。

メモ 安保3要件

2014年7月1日の閣議決定「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」および内閣官房の「『国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について』の一問一答」に次のように定義されている。

- 1 我が国に対する武力攻撃が発生したこと、又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること
- 2 これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと
- 3 必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと。

「もう戦争はしない」

『新しい憲法 明るい生活』 憲法普及會編・発行 1947.5.3. p.4 「私たちは戦争のない、ほんとうに平和な世界をつくりたい。このために私たちは陸海空軍などの軍備をふりすてて、全くはだか身となって平和を守ることを世界に向つて約束したのである」。(同書は、「日本国憲法」施行の日に、新憲法を国民に普及するために2,000万部発行され、全国の各家庭や、市町村の部落に配布され「回讀」された。衆院憲法改正委員長・憲法普及會會長＝芦田 均)

「よその国と争いごとがおこったとき」

『あたらしい憲法のはなし』 文部省著 文部省発行 1947.8.2 p.19-20 「その一つは、兵隊も軍艦も飛行機も、およそ戦争をするためのものは一切もたないということです。……もう一つは、よその国と争いごとがおこったとき、けっして戦争によって相手をまかして、自分のいいぶんをとおそうとしないということをきめたのです。おだやかに相談をして、きまりをつけようというのです」(同書は、「日本国憲法」施行の3か月後に、文部省が中学1年の社会科教科書として発行した)

個別的自衛権と集团的自衛権

井原 尖閣とかはよく誤解する人がいるが、集团的自衛権のときに中国と緊張して、尖閣が危ないから、集团的自衛権が必要だと思いがちだけれども、それは個別的自衛権の話で

あつて、集団的自衛権とは関係ない。それを誇大に宣伝する。9条の現行の規定はいろいろ解釈がある。例えば日本は武力の行使を禁止すると言ってるけれども、国際紛争を解決する手段としては禁止してるけれど、それ以外の武力行使とって、なにかあるのかな。

河井 紛争を予想して武力を持つというのがあつた。今日本はそうだ。

井原 紛争解決手段としてはという前提をつけて、武力行使を禁止している。それ以外は武力行使をしてもいいというふうに読めないこともない。自衛権は紛争解決する手段ではない、自衛のための、自分を守るための正当防衛が権利だから外れているという解釈もできる。

河井 潔癖に考えれば、自衛のためですら、武力・戦力は軍備である。

井原 学者の中には最初の立法の趣旨からすれば、自衛隊であろうと何であろうと、軍備は持たないと言うかもしれない。憲法学者の中にそういうふうによく言う人もいる。2項には「前項の目的を達するために」と、これも限定がついてる。これが何もなくて「陸海空軍その他の戦力はこれを保持しない」となれば、何も前提がないから自衛隊も持たないことになる。「前項の目的を達成するため」というのは「国際紛争を解決する手段として武力を放棄する」ということ。自衛の措置は除外していた事になるから、自衛の軍隊を持っていいというふうには読めないこともない。それだったら「前項の目的を達成するための」と「の」が入るのではないか

河井 「の」が入ると「陸海空軍その他の戦力」にかかる形容詞句になる。（「の」がなければ「保持しない」にかかる副詞句になる。）

井原 上を、自衛のための戦争を放棄してない、武力行使を放棄してない、とよめば、自衛のための武力行使はいいのだということになる。2項も「前項の目的を達成するための陸海空軍」は自衛のための陸海空軍は外れていて、それは持てるんだという規定に読めないこともない。その辺が難しいところだ。すべての軍備は禁止した、純粋な戦争放棄、軍隊を持たない、という規定だったかもしれない。それを学者の議論として追求するのはいいけれど、現実にはそういう状態ではない。自衛隊というものがあつて、多くの国民が自衛のための最小限の軍備は必要ではないかというふうに思い始めているわけだから、そういう実態を考えれば、自衛権は放棄してない。最小限の、今の解釈の自衛隊は合憲である、という前提のもとで議論した方が私はいいと思う。抜本的な議論をするわけじゃない。

河井 自衛隊が合憲であるか違憲であるかということは、ここで議論しないほうがいい。

井原 現実には次の段階に来ている。

河井 現在の憲法そのものに？をつけることになりかねないところまで来ている。

井原 日本が戦後何十年とってきた、警察予備隊、自衛隊を作ってきた。歴代の政権も自衛隊を認めるという解釈をしてきて、それが憲法解釈として、一定の固定した解釈になっている。それを全部覆すという話になるので、多分国民的合意はなかなか得られないだろうと思う。歴史的な議論として、そういう意味だったんじゃないか。それが時代とともに、国民の考え方とともに、少し変わってきたんじゃないかというふうに考えていくことではないかと思う。

河井 自民党の改正草案が妥当であるかどうかというのが今日の議論のメインテーマだから、ごっちゃにしてしまうとわからなくなってしまう。

井原 さっき竹下さんが言ったように、安保法制が出て、集団的自衛権ということで、それまで何十年も固定した解釈として、自衛権の行使、自衛隊のあり方が言われてきたのに、さらにそれを大きく超えることがやられようとしている。それを問うことが大事である。

中尾 自衛隊ができた時に私はわからないのだけれど、国民が猛反対するということはなかったのか。

井原 自衛隊ができた時にはどうなんだろう。戦後の朝鮮戦争とか、ああいう動乱の時だろうから。

中尾 国民は反対しなかったのか。

河井 反対運動があったというのを聞いた。警察予備隊は軍隊を復活させるためだと。

井原 そういう意見を言った人はいっぱいいたと思う。

中尾 そこは自衛隊を作った出発点。そこが一番問題だ。国民の責任じゃないか。

河合 朝鮮戦争と前後する、昭和天皇を廃止する、警察予備隊とか保安隊、自衛隊。

メモ 警察予備隊(けいさつよびたい、英語表記: National Police Reserve)は、1950年(昭和25年)8月10日にGHQのポツダム政令の一つである「警察予備隊令」(昭和25年政令第260号)により設置された武装組織。1952年(昭和27年)10月15日に保安隊(現在の陸上自衛隊)に改組されて発展的解消をした。1954年に防衛庁が設置され、7月1日に保安隊が自衛隊に改組された。(Wikipedia 2015.6.17)

中尾 それを作ることを国民が許可したのか。

河合 あいつらが勝手に作ったんだ。アメリカの要請というか。アメリカは、9条作ったのはあれは失敗だったなあと、岸信介に言ったのではないか。

井原 講和条約がまだ発効してない時だし、国民は大きな声を出していけるような時でもなかったし。アメリカの力が強い。今でも強い。

竹下 個人の正当防衛と国の正当防衛と言う議論があったけれど、どうなのか。

井原 個人の正当防衛と、国同士の自衛権は、かなり違うけれど、発想は似ている。国連憲章の中でも戦争の法規とかこの1項のような規定はあちこちにある。不戦条約から始まって、要するに戦争してはいけないというのが国際法だから、禁止されているわけだ。だからここに書いてあることは今の国際常識というわけだ。国連憲章の中にもそれはもちろん書いてあるわけで、その国連憲章中でこう書きながら、自衛の権利は集団的自衛権を含めて認めている。集団的自衛権はちょっとやりすぎだと思うんだけど、自衛の権利ははっきり認めるとというのが国際法の中でも常識だろうから、ここで自衛の権利まで放棄してるのは、最初はそうだったかもしれない。「戦力を持たない」というのはそうだったかもしれないけど、それはやっぱり変遷。憲法は変遷と言うけれど、少し変わっている。国民もそれを受け入れていると考えたほうがいい。そこから先にさらに進もうとしている。論外なところまですすめようとしてるわけだから、同じ土俵に立って議論しないと。自民党の人が言うには、憲法に違反しているというけれども、共産党の人とか社民党の人がすると、あんたたちはそもそも自衛隊違憲論者でしょうと、鼻から立場が違うんだから議論にならないということを、国民にそれを印象づけようとしてる。そういう議論になったら、集団的自衛権に反対してるといっても、もともと自衛隊さえ違憲だと反対してる人たちでしょう、だから前提が違うじゃないですか、日本の安全なんか考えてないんでしょ、というふうに言って、議論させないんです。させないだけじゃなくて、国民にそれを印象づけよ

うとしている。私が知ってる憲法学者でも「私は自衛隊は違憲だと思う。けれども、今の集団的自衛権の議論にあたっては、そこは置いといて、自衛隊を認める、自衛権を認めるという」と言いました。私もそうかなと思います

竹下 自衛隊というのは一応国民のコンセンサスが取れているというところでスタートするというのが賢明であって、それが良いのではないか。

井原 今の自衛隊がどんどん大きくなっていますから、そもそもこれが認められた自衛権の範囲であるかどうかというところを議論しなければいけない。ただああいう物ができたら膨張していくという。自衛隊というものができてなきゃこんな議論ならない。それが既成事実として積み上がっていけば、どんどん膨張していくということになる。そこが怖い。

河井 現憲法の規定だと、自衛隊を拡張することは非常にやりにくい。集団的自衛権でアメリカなど他の国に協力するというのも非常にやりにくいから、憲法を修正したほうが良いというのだろう。彼らは現憲法下でもできないことではないと思っているだろうが。

井原 いやいや、政府としてできないと言ってきたのだ。集団的自衛権は憲法に違反すると言って、総理大臣も法制局長官も何度も言ってきた。今日は現行憲法と自民党の改正草案を比べれば良いと思うけれど、ほんとうは安保法制をやったほうが良いかなと、私は思ったほどだ。安保法制をもしやるのだったら、私が今研究しているからやってもいい。今自衛権が限定的に認められているというのは、従来からの解釈の中では、日本が実際に攻撃を受けた場合という条件付きだ。受けた攻撃に反撃するというのが最低限の基準になっている。一部ミサイルが日本に向けて発射されそうになるとか、実際に攻撃されるのがもう直前になってるという概念があるけれども、原則として現実に武力攻撃された時にやむを得ない範囲で反撃するという権利が、自衛権として認められていて、そのために必要な武力は自衛隊として持つことができるというのが今の解釈である。攻撃されたということは、攻撃された、やむを得ないじゃないかというところで、最低限のこととして認められているのだが、今の安保法制の中では、他国が攻撃されたりアメリカが攻撃されたりして、それによって日本の存立が脅かされる明白な危険がある場合、武力を行使することでできるということになっている。だから単なる危険ということではなく、日本が攻撃されるという事態ではない。だから今までの一番大事な日本が攻撃される場合、しようがない、当たり前のことですというのが、9条解釈の大原則だった。その武力行使という大事な要件を外そうとしている。安保法制はこれ1本で大きな問題だ。法制副長官は、日本が危ない場合にだけ限定してやってるんだから、従来の考え方と変わってないんだと言い張ってるんだが、自衛権行使の前提としての武力攻撃を受けたという要件がぬけている。

南部 今の法制局長官はひどい。

井原 あれは歴代の法制局長官からおかしいと言われてるから、彼は完全に言いなりになってるのだ。でも彼の理屈から言えば、日本が危ない時に攻撃するというのが従来の考え方だから、その論理は同じだと言っている。他国が攻撃されても、日本に戦火がおよんで日本が危ない場合というものは政治が判断することで、政府からそういう事態があると聞いている、あるかどうかを判断するのではなくて、あると聞いている。もしあるとすれば、従来の枠の中で日本を守るために自衛権が認められるんだということで逃げている。ほんとに厳密に三要件を解釈すれば、さっきの木村草太さんが言ってるんだけど、危険な

考え方でもあるんだが、これは従来の考え方とあまり変わってないと言ってる。

あの3要件が適用されるのは、在日米軍基地が攻撃された場合で、それ以外ないんじゃないか。在日米軍基地が攻撃されれば、日本が直接に攻撃されてないけど、日本の領土にある米軍基地が攻撃される。だから、集団的自衛権にも該当すれば個別自衛権にも該当する。こういう限定された場合にのみ新3要件は該当するんじゃないか。それだったら従来と変わらないから問題ないと言ってるが、現実はそのじゃない。ホルムズ海峡なんかは絶対行けないはずだが、政府はそんなことないでしょう、どこでもいけると考えてるから、そこでできてる基準と政府が考えている基準が違っていて、そういうふうに解釈されるんだったら違憲である、というのが憲法学者の総意である。

メモ 議論が「憲法改正草案」から逸脱したので、その記録は別の機会にゆずる。

井原 憲法裁判所の規定がない。立憲主義を担保するためにも、憲法裁判所の規定が必要である。それが一番の問題である。

河井 現在は、最高裁がその役を果たしてるのか。

井原 果たしてるけれど、日本の裁判所は、例えば安保法制ができて、自衛隊員の派遣命令が出たとき拒否し、懲戒免職されてようやく裁判ができる。その際の根拠として、安保法制は違憲だとして裁判所も判断することができる。PKO 派遣法が憲法に違反するからと訴えても、あんたたち訴えの利益がないから却下するということになる。でも、憲法裁判所というのがあったら、直接国民が争うことができる。直接の利害に関係なく、法律の違憲性を裁判所で判断することができる。最高裁判所の立法審査権はほとんど機能していない。

河井 第2章9条の問題に関しては、現行憲法に手を加えるべき何物もないと言う基本があると思うが、自民党改正草案に「2 前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない」までは、今認められてるわけだから、とくに議論することはないということで、その次の（国防軍）から下が問題だと考えることにしていいか。

津田 いやいや現行のままでいい。そのために憲法を変える必要はない。

井原 「国防軍」とか、こんな話は論議するまでもない。

南部 なんで「国防軍」と名前を変えるのか。ナンセンスだ。

河井 「内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する」とある。これは常識なのか。

井原 軍隊だからそうなんじゃないか。まさか、天皇が最高指揮官になるわけではないだろう。

河井 「国防軍に審判所を置く」これは軍事裁判のことか。一般の裁判所ではやらないことか。一般の裁判にはかけない、軍部の中でだけ裁判するということか。

南部 こういう項目を憲法に盛り込む必要があるのか。

河井 それでは第2章はこれぐらいにして。

井原 自衛権といっても、すべての国の軍隊が自衛のためだから、普通の軍隊を持つということと同じだろう。現行憲法では戦力を持たないと書いてある。さっき言ったように直接に攻撃されたときに反撃するための自衛隊を持つことができるという解釈だ。自民党の改正草案に、「自衛権の発動を妨げるものではない」と書いてあるのは、日本国憲法の「戦力を持たない」と書いてあるところの自衛権とは範囲が違う。国連の認めた自衛権の範囲

のほうが広い。日本が自衛権を行使して自衛隊を持つことができるというのは、大きな国際的な自衛権の中の一部だ。実際に攻撃されたときに反撃する自衛権だけであって、例えば経済封鎖とか経済的な事由によっていじめられても、自衛のためといって戦争する権利は、ひょっとしたら国際的にはあるのかもしれない。もっと他の理由によって、例えば予防的な自衛権の形で。攻撃されてなくても他国を攻める権限も自衛権としてあるのかもしれない。

以下、録音不良で文書化できなかったが、次のような意見が出た。

- 日本国憲法第 19 条 天賦の思想・良心の自由は「侵してはならない」というのが、改正草案では国が「保障する」となっている。人間が保障したり制限したりできるのか。
- 改正草案第 54 条 「衆議院の解散は内閣総理大臣が決定する」は、行政が立法を規制する独裁になりかねない。前文の「三権分立」と矛盾するのではないか。
- 憲法第 66 条 「国務大臣は文民でなければならない」が改正草案では「現役の軍人であってはならない」となっているが、職業軍人が大臣になるため一時的に現役を退く可能性もある。
- 改正草案第 93 条 国と地方自治体の役割分担と協力の規定が基地問題に適用されると、「防衛は国の専権事項だから自治体は協力しなければならない」となり、地方自治を大きく制限することになる。
- 改正草案第 9 章「緊急事態」は戒厳令を予想してのものであり、不要かつ危険である。
- 日本国憲法第 96 条では憲法改正の発議が「各議院の総議員の 3 分の 2 以上の賛成」であるが、改正草案 100 条では「両議院のそれぞれの総議員の過半数の賛成」となっている。憲法はそんなに簡単に改変していいものではない。
- 改正草案 102 条 「全て国民はこの憲法を尊重しなければならない」とあるが、尊重しなければいけないのは権力者であって国民ではない。
- 日本国憲法第 99 条「天皇または摂政…その他の公務員」が、改正草案 102 条では天皇、摂政が消えて、憲法を尊重し擁護する義務を免除されているのは間違っている。



発言者（50 音順）

井原勝介	岩国市今津	津田利明	岩国市桂町
河井弘志	周防大島町日前	中尾久利	周防大島町森
河合建夫	周防大島町安下庄	南部博彦	岩国市平田
白木茂美	岩国市平田	藤村英子	周防大島町下田
竹下義隆	岩国市元町		